附録第七号七の項及び八の項を次のように改める。

7	嫡出でない子の出生届	
8	本籍地の非本籍地	母の戸籍
	右	右
	同	同
	令和拾五年弐月弐拾壱日千葉市中央区で出生同年参月弐日同居者丙原正作届出同月五日同区長から通知入籍㊞	令和拾五年弐月弐拾壱日京都市北区で出生同年参月弐日母届出入籍㊞

附録第七号十三の項及び十四の項を次のように改める。

13	認知届	
14	父の本籍地	父の戸籍
	母の戸籍	父分事項欄の
	子分事項欄の	令和拾四年壱月八日京都市北区小山初音町十八番地乙野梅子同籍広造を認知届出㊞
	令和拾四年壱月八日東京都千代田区平河町一丁目四番地甲野幸雄同籍義太郎認知届出同月拾日同区長から通知㊞	

附録第七号十七の項及び十八の項を次のように改める。

17	裁判による認知届	
18	子の本籍地	父の戸籍
	母の戸籍	父分事項欄の
	子分事項欄の	令和拾四年弐月拾四日京都市北区小山初音町十八番地乙野梅子同籍広造を認知の裁判確定同月拾九日親権者母届出同月弐拾壱日同区長から通知㊞
	令和拾四年弐月拾四日東京都千代田区平河町一丁目四番地甲野幸雄同籍義太郎認知の裁判確定同月拾九日親権者母届出㊞	

附録第七号十九の項から二十一の項までを次のように改める。

19	夫婦が十五歳以上の未成年者を養子とする縁組届	
20	養親の本籍地	戸養親の籍
	戸縁組養子前の籍の	養父母事項欄の
	右	令和拾四年壱月拾参日妻（夫）とともに乙川英助を養子とする縁組届出㊞
	同	養子事項欄の
	令和拾四年壱月拾四日東京都千代田区平河町一丁目四番地甲野義太郎戸籍から入籍㊞	令和拾四年壱月拾参日甲野義太郎同人妻梅子の養子となる縁組届出大阪市北区西天満二丁目六番地乙川孝助戸籍から入籍㊞
21	令和拾四年壱月拾参日甲野義太郎同人妻梅子の養子となる縁組届出同月拾五日東京都千代田区長から通知同区平河町一丁目四番地甲野義太郎戸籍に入籍につき除籍㊞	令和拾四年壱月拾参日甲野義太郎同人妻梅子の養子となる縁組届出同月拾五日東京都千代田区長から通知同区平河町一丁目四番地甲野義太郎戸籍に入籍につき除籍㊞

附録第七号三十五の項から四十三の項までを次のように改める。

35	十五歳以上の養子が養親と同一の戸籍にある場合の協議離縁届	
36	非本籍地	戸養親の籍
	戸縁組養子前の籍の	養父母事項欄の
	右	令和拾四年壱月弐拾七日養父甲野義太郎養母梅子と協議離縁届出同月参拾日京都市北区長から通知東京都千代田区平河町一丁目四番地甲野義太郎戸籍から入籍㊞
37	同	養子事項欄の
	令和拾四年壱月弐拾七日養父甲野義太郎養母梅子と協議離縁届出同年弐月壱日京都市北区長から通知㊞　ともに養子英助と協議離縁届出同年弐月壱日京都市北区長から通知㊞	令和拾四年壱月弐拾七日妻（夫）とともに養子英助と協議離縁届出同年弐月壱日京都市北区長から通知㊞
38	戸籍事項欄	養父母事項欄の
	令和拾五年弐月五日編製㊞	令和拾五年弐月弐日養父甲野義太郎と協議離縁届出同月五日東京都千代田区長から通知同区平河町一丁目四番地甲野義太郎戸籍から入籍㊞
39	新養子の戸籍の	養子事項欄の
	養子分事項欄の	令和拾五年弐月弐日養父甲野義太郎と協議離縁届出同月五日東京都千代田区長から通知同区平河町一丁目四番地甲野義太郎戸籍から入籍㊞
	令和拾五年弐月弐日養父甲野義太郎と協議離縁届出京都市北区小山初音町二十番地に新戸籍編製につき除籍㊞	
40	養子の復籍すべき戸籍が既に除かれている場合又は養子が新戸籍編製の申出をした場合	
	本籍地の養親の戸籍	
	戸養親の籍	
	戸縁組養子前の籍の	
	右	
	同	